

令和7年度 長浜市道路騒音・道路交通振動調査及び一般環境騒音調査業務委託仕様書

I 総則

1. 業務の目的

本業務は、法令等に基づく自動車騒音常時監視等の状況調査を行い、沿道の騒音対策のための施策立案に資すること及び指定地域の環境騒音の大きさを把握することにより、必要な措置を講じることを目的とする。合わせて、道路については、振動調査も実施する。

2. 業務の内容

- ①自動車騒音・道路交通振動測定（2区間の騒音・振動測定、内1区間の面的評価）
- ②一般環境騒音測定

3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日までとする。

4. 調査区間及び地点

- ①自動車騒音・振動調査は以下のとおりとする。

区 間	測定地点	面的 評価	区間 延長
国道8号線（木之本町千田～西浅井町塩津浜）	市の指定する地点	1 区間	6.3km
間田長浜線（長浜駅前通り）（八幡東町～高田町）	市の指定する地点	—	1.2km

- ②一般環境騒音調査地点は下記の13地点とする。

区域 地図NO		測定地点	用途地域	地域 類型
2	末広町	上田産業東の公園	工業地域	C
4	中山町	中山町会館東の公園	準工業地域	C
8	口分田町	口分田町会館	準工業地域	C
9	小堀町	グランド化学西の公園	第一種中高層住居専用地域	A
12	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	第一種低層住居専用地域	A
14	八条町	共同作業所北の広場	市街化調整区域	B
17	川道町	川道農村公園	非線引き都市計画区域	B
19	三田町	公園(浅井雪寒基地付近)	工業地域	B
22	田町	虎姫まちづくりセンター駐車場	第二種住居地域	B
24	湖北町山本	山本区会議所前	非線引き都市計画区域	B
27	高月町井口	井口地区会議所前	非線引き都市計画区域	B
29	木之本町木之本	江北図書館駐車場	非線引き都市計画区域	C
31	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	都市計画区域外	B

5. 準拠する法令等

- ① 環境基本法
- ② 騒音規制法
- ③ 振動規制法
- ④ 騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定
(平成24年4月1日長浜市告示第59号)
- ⑤ 騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(以下「処理基準」という。)
- ⑥ 自動車騒音常時監視マニュアル(以下「監視マニュアル」という。)
- ⑦ 面的評価支援システム操作マニュアル
- ⑧ 騒音に係る環境基準の評価マニュアル
- ⑨ その他、本発注仕様書によるほか関係法令等に基づいて作業を行い、これらの内容を熟知した上で業務を進めるものとする。

6. 本業務で使用するソフトウェア及び資料等

(1) 本市から貸与するもの

- ・ 過去の面的評価データ
- ・ 騒音環境基準地域類型図の一部(本業務にかかる部分の抜粋)
- ・ その他、本市が入手可能かつ業務を行う上で必要と認める資料

(2) 受注者において準備するもの

項目	名称	製作者等
面的評価システム	Ver5.3.0	環境省
GIS エンジン	Active Map for .NET (最新版)	株式会社カーネル
市域の電子地図データ	株式会社ゼンリン社製 Zmap-TownⅡ 長浜市 (最新版)	株式会社ゼンリン
空間データ (電子地図)	数値地図 (空間データ基盤)	国土地理院
道路交通センサスデータ (入手できる最新のもの)		「自動車騒音常時監視事務支援サイト」より受注者がダウンロードすること。

7. 成果物

- ① 受注者は、業務が完了したときは、仕様書に示す成果物を提出し検査を受けるものとする。
- ② 受注者は、仕様書に定めのある場合又は本市の指示する場合には、履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- ③ 本業務で得た全ての成果物及びこれに付属する権利については、本市に帰属するものとし、本市の許可なく第三者に貸与及び公表等してはならない。

8. その他注意事項について

- ①受託者は、業務の進捗状況について、適宜、市に報告するものとする。なお、定められた評価手法等とは異なる方法により業務が行われたことが明らかに認められる場合、市は、受託者の責任により再度作業を行うよう、受託者に指示することができるものとする。
- ②市が貸与した業務に必要な資料等は、業務完了後速やかに返却すること。
- ③貸与資料等については、著作権法を遵守し違法なコピー等を作成しないこと。
- ④本調査や報告書提出時等に自動車を使用する場合は、アイドリング・ストップを励行するとともに、経済速度での運転等環境にやさしい運転に努めるものとする。
- ⑤本仕様書に記載のない具体的な内容については、市担当者の指示に従うものとする。
- ⑥受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- ⑦その他必要事項は、市と受託者の間で協議のうえ定める。

II 業務内容

1. 全般について

道路騒音・道路交通振動レベル等の測定にあたっては、測定データの精度に問題ない場合（除外音処理等を含む）は、無人により測定して差し支えない。

システムの操作、入力、更新及び演算等のデータ処理については、面的評価支援システム操作マニュアル等を参照の上、業務を進めること。

II-1 自動車騒音・振動調査

1. 調査内容

（1）調査地点

道路騒音・道路交通振動調査対象地点は「I 4①」のとおり。測定場所については市が指定した地点とする。

（2）基礎調査及び沿道状況の把握

- ・土地利用状況
- ・道路交通情勢
- ・道路の構造等
- ・建物位置
- ・住居等戸数

2. 測定方法

（1）道路騒音レベル

測定地点に騒音計を設置して24 観測時間（LAeq、10min）について測定する。

測定する項目は以下のとおり。

- ・昼間等価騒音レベル（LAeq、16h）
- ・夜間等価騒音レベル（LAeq、8h）
- ・時間率騒音レベル（LA5/LA10/LA50/LA90/LA95）

- ・ 最大値 (LAmax)

(2) 背後地騒音レベル

測定地点の背後地 (50m 付近) に騒音計を設置して、昼間・夜間の観測時間帯のうち各2 観測時間で実測時間10 分間 (LAeq、10min) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- ・ 昼間等価騒音レベル (LAeq、1h)
- ・ 夜間等価騒音レベル (LAeq、1h)
- ・ 時間率騒音レベル (LA5/LA10/LA50/LA90/LA95)
- ・ 最大値 (LAmax)

(3) 交通量測定

測定地点と同一地点において、昼間・夜間の観測時間帯のうち各2 観測時間 (実測時間10 分以上) について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- ・ 昼間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)、10 分)
- ・ 夜間交通量 (上下別・車種別 (大型車Ⅰ、大型車Ⅱ、小型車、二輪車)、10 分)

(4) 平均走行速度測定

測定地点と同一地点において、昼間・夜間の観測時間帯のうち各2 観測時間帯に上下別に10 台程度のサンプル測定し、通過時間を計測する。

- ・ 昼間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車)、10 台)
- ・ 夜間平均走行速度 (上下別・車種別 (大型車、小型車)、10 台)

(5) 道路交通振動レベル調査

騒音測定地点と同一地点において、振動計を設置し道路交通振動レベルを24観測時間について測定する。測定する項目は以下のとおり。

- ・ 時間率振動レベル (L10/L50/L90)

(6) その他

- ① 騒音計マイク、振動計ピックアップの設置場所は、道路端 (民有地との境界) とする。
- ② 調査日に降雨、強風等が見込まれる場合は原則として測定を延期する。また、調査路線及びその周辺において、工事や車線規制等により、測定結果に影響を及ぼす可能性がある場合についても、状況に応じて中止又は延期する。

3. 面的評価

上記の結果を使用し、環境省が配布する面的評価支援システムで評価を行う。

4. 環境省報告資料等の作成

以上の結果を基に、長浜市が環境省に提出する「令和7年度自動車騒音常時監視結果報告」

のうち、報告様式、G I S データファイル、詳細図等を作成する。その際は、過年度評価分も含めた内容とすること。

5. 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。なお、成果物の作成にあたっては、本市の担当者とはあらかじめ協議すること。

名称	仕様（媒体）	数量	備 考
1. 調査報告書 （騒音・振動）	A4 紙 簡易製本	1 部	① 調査報告・測定結果資料 ② 計量証明書 ③測定状況写真
2. 環境省報告用資料	CD-ROM(CD-R)	一式	①様式:「自動車騒音常時監視結果報告要領」に準じる。 ②G I S データファイル ③詳細図（測定地点の平面図・横断図） ④位置図（騒音測定地点、評価区間）

Ⅱ－2 一般環境騒音調査

1. 調査内容

（1）調査地点

一般環境の調査対象地点は「Ⅰ 4 ②」のとおり。測定場所については市が指定した地点とする。

（2）測定方法

測定地点に騒音計を設置して観測時間（LAeq、10min）について測定する。

JIS Z8731 及び騒音に係る環境基準の評価マニュアルを本市の環境騒音の実態に応じて準用し調査を行うこと。測定する項目は以下のとおり。

・騒音レベル（LA5/LA50/LA95）

（3）測定時間等

騒音測定する時間帯は、環境基準に基づき、昼（6:00～22:00）、夜（22:00～6:00）の2時間帯とし、1地点につき昼2回、夜1回測定を行う。

2. 成果物

本業務の成果物は次のとおりとする。なお、成果物の作成にあたっては、本市の担当者とはあらかじめ協議すること。

名称	仕様（媒体）	数量	備考
調査報告書	A4(紙) データ(CD-ROM)	1 部	①調査報告・測定結果資料 ②計量証明書 ③測定状況写真